

SAKURA グリーンフィールド利用規定

1. 利用可能な競技

- (1) サッカー及びフットサル
- (2) その他の競技については、スポーツ振興課との協議による。

2. 利用時間・料金

- (1) 利用時間 月～土 午前8時から午後9時
日・祝 午前8時から午後5時

(2) 利用料金

区分	使用料（1時間あたり）	
	施設使用料	照明使用料
サッカーコート全面	1,500円	2,000円
サッカーコート半面	750円	1,000円
フットサルコート	600円	500円

- (3) 料金補足 料金表金額は、栃木県央都市圏又は栃木県塩谷広域圏に在住・在勤・在学する方に適用され、それ以外の方は表示の倍の使用料になります。
利用時間に1時間未満の端数がある場合、切り上げて1時間とします。

3. 利用制限（ロングパイル人工芝を良好に保つために）

- (1) サッカー利用の場合は、サッカースパイク以外で人工芝を利用することはできません。
（金属製のポイントのサッカースパイクは利用不可）
トレーニングシューズや運動靴で利用すると、人工芝が横に倒れてしまい、人工芝を良好な状態に保てなくなるためです。
- (2) 一定の場所での反復利用は控えて下さい。
- (3) 金属やプラスチック類などの固形物をコート内に持ち込まないで下さい。
- (4) コート内での水分補給は「水」のほか、「スポーツドリンク」も可といたしますが、飲み残しのドリンク及び氷をコート内に捨てないで下さい。
- (5) コート内で水分補給以外の飲食は禁止です。特に「ガム・飴」はコートを傷めますので、持ち込まないで下さい。
- (6) 選手・審判・チームスタッフ・大会関係者以外はコートに入らないようにして下さい。
- (7) コート内は「火気厳禁」です。特に喫煙（電子タバコ等を含む）は、施設内では禁止いたします。（駐車場に駐車している車内のみ可とします。）
- (8) 大雨や積雪の場合、利用者の安全確保及びコート保全のために利用制限する場合があります。

4. 利用上の注意事項

- (1) 利用時間には、準備・後片付け等の時間を含みます。
- (2) 器具の準備・片付けは利用者が責任を持って行って下さい。特に利用した器具は、必ず元の位置に戻して下さい。また、器具の破損を確認した場合は、速やかに施設管理者へ申し出て下さい。
- (3) 他人に迷惑となる行為、他人に不快感を与える行為及び施設や器具等を破損するような行為は禁止とします。
- (4) ゴミは各自で持ち帰って下さい。また、トイレを利用される場合には、次の方のためにもきれいにご利用下さい。また、利用後にはトイレ清掃にご協力ください。
- (5) 貸し出し用の鍵を複製することを固く禁じます。
- (6) 利用申請時には、利用時の責任者を必ずご記入下さい。

5. 問合せ先

さくら市スポーツ振興課（氏家体育館内）

TEL：028-682-8888

FAX：028-682-7541